

米国子会社の 会計・税務

KWC パートナース, LLP 会計事務所

織岡 三知夫 (Michio Orioka)

KWC Partners, LLP パートナー

8年にわたり、日本の大手商社にて信用調査、経理、先物取引、海外駐在等の経験を積んだ後、当事務所に加わる。会計ソフト Quickbooks Pro の講師としても活躍。有力新聞にも多数寄稿。国際取引・税務に明るく、国際ビジネスに関して豊富な経験と知識を有している。

第 25 回 日系企業が注意すべき移転価格税 Q&A

Q1: 在米日系企業が最も注意すべき法人税の問題として移転価格税 (Transfer Price Tax) という表現を耳にしますが、これはどのような問題ですか？

A1: 移転価格税とは親子を含む海外の関係会社との売買、サービスの提供による価格が資本関係のない第三者と取引する場合と同等であるかに対する税制です。移転価格税は非常に専門的なため、在米日系企業の経営者や会計担当者がすべてを理解する必要はないですが、以下のポイントは知っておくべきでしょう。

(a) 「第三者との取引と同等の条件で関係会社と取引している」証明義務は、「納税者」にある点。これは、一般的な法律常識と逆です。刑事裁判では検事に犯罪立証の「義務」があり、それ

ができなければ立証したことになります。被告は無罪となります。税法ではこの立証責任は納税者にあり、米国歳入庁 (Internal Revenue Service、以下 IRS) には最初の証明義務はありません。納税者である日系企業に証明義務があります。

(b) IRS の調査の際に、移転価格税に関する分析レポートを要求されますが、要求日より 30 日以内に調査対象年度の報告書を提出義務があります。これができないと、移転価格修正にもとづく追徴税額の 20 ~ 40% の罰金が課せられます。IRS は 3 ~ 6 年遡及して調査期間を延長することができるので、1 回の調査で追徴金額の合計が百万ドルを超えることも珍しくありません。

Q2: 弊社も含む多くの日系企業は大き

な売上があるわけではありません。年間 1 千万ドル規模、従業員 30 名くらいの所帯でこのような調査がはいるのでしょうか？

A2: 移転価格税の分析レポートは自分で作成しても、IRS が罰金を免除する効力はありませんので、外部のスペシャリストに委託します。これが万ドル単位毎年かかってしまうことが、経営者が移転価格分析に二の足を踏む現実的な理由です。この質問は経営者のリスクに対する本音ではありますが、最新の IRS の税務調査では「移転価格税調査」としての調査だけでなく、法人税務の一般的な税務調査で上記移転価格分析報告書がリクエストされます。これは数年前にはなかった傾向です。以前は国際税務として調査、これは IRS の国際税務担当官が最初から前面にでてくるのですが、彼らは全米で千名にも満たないとされており、米国子会社の規模が小さければ、調査の可能性は低いと考えられていました。しかし、上記の IRS の方針の変更で中小企業の税務調査、これは IRS のローカル事務所が行う一般の税務調査なので、中小でも 5 ~ 10 年に一度は調査対象になっておかしくないと考えられますが、それでも移転価格が対象となっています。

Q3: 罰金を覚悟するか、報告書作成料を負担するかですね？ IRS で分析官が千人もいないのに、分析報告書を読んでもくれるんですか？移転価格税報告書作成者を選ぶためのヒントは？

A3: 小企業の税務調査でリクエストされた年度の報告書がでた場合、その内容の精査は IRS でどこまで行われているかは疑問です。弊社のお客様でここ 1 年で経験した 10 件弱の調査では、分析報告書の後は移転価格の修正はなく、質問さえもありませんでした。小職は移転価格税分析報告書が外部にて作成、存在するという事実が中小企業にとって大事だと考えます。移転価格税はグレー領域ですが、作成者も IRS の調査員同様 PHD の学者肌が多く、一般的に企業とのコミュニケーションに弱いです。企業が望む内容やリクエストをきちんと伝えて、その上でコンプライアンスをクリアできる報告書を作成できるビジネスマインドのある専門家を選び、節税に協力してもらってください。

(注：本稿は税務に関する特定の個人あるいは企業を対象としたアドバイスを目的としておりません。また本稿は納税者に賦課されたペナルティーを回避することを目的としていないため、そのような目的で本稿を使用することは出来ません。)